

全国連合小学校長会 総会

# 小学校高学年の教科担任制の推進等と学校の働き方改革

令和4年5月27日

文部科学省初等中等教育局財務課長

村尾 崇



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 小学校における少人数学級の計画的整備について…… 2
  
2. 小学校高学年の教科担任制の推進について…… 10
  
3. 学校の働き方改革について…… 17

(関連) 初等中等教育ニュース【特別コラム】小学校高学年教科担任制の本格的導入

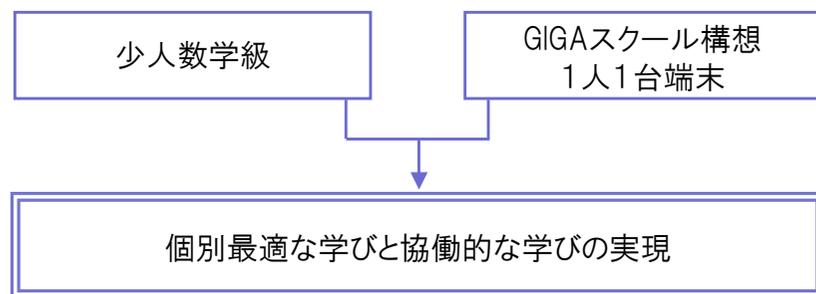


# 1. 小学校における少人数数学級の計画的整備について

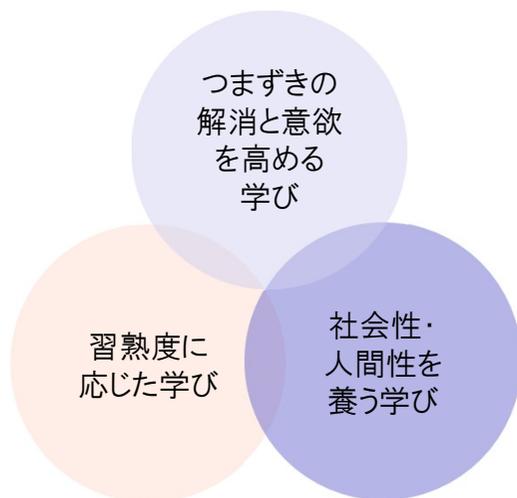
## 1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

### 【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



### 【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

## 2. 概要

### (1)学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

### (2)少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

#### 【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

### (3)その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

## 3. 施行期日

令和3年4月1日

# 学級編制の標準の変遷

年度	学級編制の標準	内容
S34'~S38'	50人	<p>&lt;小中学校全学年で50人と規定&gt;                      S33年度に義務標準法を制定し、S34年度より5年かけて全ての学年で50人以下となるよう実施</p>
S39'~S54'	45人	<p>&lt;小中学校全学年で50人から45人に引き下げ&gt;                      S39年度より5年かけて毎年度1人ずつ引き下げ</p>
S55'~H22'	40人	<p>&lt;小中学校全学年で45人から40人に引き下げ&gt;                      S55年度より12年かけて学年進行で引き下げ                      ※具体的には、児童減少市町村においては、S55年度より9年かけて学年進行で実施（小学校：S55~S60年度、中学校：S61~S63年度）、その他の市町村については、S61年度より6年かけて学年進行で実施（小学校：S61~H3年度、中学校：H1~H3年度）</p>
H23'~R2'	小1：35人 小2~中3：40人	<p>&lt;小学校第1学年を40人から35人に引き下げ&gt;                      H23年度に小学校第1学年のみ35人に引き下げ</p>
R3'~	小：35人 中：40人	<p>&lt;小学校第2学年から第6学年を40人から35人に引き下げ&gt;                      R3年度より5年かけて学年進行で引き下げ</p>

# 誰一人取り残すことのないポストコロナ時代の新たな学びの実現

- ・ 少子化の進展、子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒の増加）
- ・ 生徒の学習意欲の低下
- ・ 加速度的に進展する社会の情報化・デジタル化への対応の遅れ
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学校教育活動の両立



「新しい生活様式」を踏まえつつ、特別な支援が必要な子供を含め、**誰一人取り残すことなく**  
**全ての子供たちの可能性を引き出す**  
**教育への転換が必要**

個別最適な学び

子供の反応、理解度に応じた指導  
障害のある子供など教育的ニーズに応じた指導  
協働学習等の学習活動・機会の充実

協働的な学び

教育の質の向上  
両輪として

- GIGAスクール構想のもと「1人1台端末」で
  - ・ デジタル教科書をはじめデジタルコンテンツを活用
  - ・ 学習履歴等の教育データを的確に把握・活用
- 1学級当たりの人数を少なくし（少人数学級で）、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習活動・機会を充実

## 学習指導の充実

一斉学習

個別学習

協働学習

### これまでの環境

- ✓ 教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味・関心・意欲を高める

学びの  
深化



1人1台  
少人数

### 1人1台端末と少人数学級の環境

- ✓ 授業中でも一人一人の反応が分かる
- ✓ 一人一人の反応に丁寧に対応しやすくなり、きめ細かな指導、双方向型の授業展開が可能に

つまづきを  
解消し、意欲を  
高める学習

- ✓ 全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）

学びの  
転換



1人1台  
少人数

- ✓ 各人が同時に別々の内容を学習できる
- ✓ 各人の学習履歴が自動的に記録される
- ✓ 一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた個別（補足的・発展的）指導がしやすくなる

習熟度  
に応じた学習

- ✓ グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい（積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は聞き役に回りがち）



1人1台  
少人数

- ✓ 一人一人が記事等を集め、独自の視点で情報を編集できる
- ✓ 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる
- ✓ 一人一人の意見表出の機会が増え、協働的な学びが展開しやすくなる

社会性・人間性  
を養う学習

生徒指導の充実（生徒指導上のデータ・健康診断情報等を多面的に把握し、個々の子供の抱える問題に丁寧な対応が可能）

不登校等への対応

保護者との連携強化（教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携が図られ丁寧な対応が可能）

家庭・地域との連携

# 新たな学びを実現するきめ細かな指導（イメージ）

## 学習指導の充実

### 《個に応じた指導の充実》

- ✓ 学習履歴（スタディ・ログ）等の教育データを多面的に把握
- ✓ センシング技術（発話量・視線等のデータ収集）で子供の状況を客観的・継続的に把握
- ✓ オンライン学習システム（CBTシステム）等を通じ学習の進捗状況・指導の改善点を把握



- ① 個々の子供の知識・技能等に関する学習計画の作成、
- ② データに基づく最適な教材の提供等により、  
一人一人の興味・関心や学習進度・学習到達度（つまずきの状況）に応じた指導に生かす  
状況に応じ、学年や学校段階を超えた学び・学び直しを含め補足的・発展的な学習指導を実施



### 《教育的ニーズに応じた指導の充実》

#### □ 障害のある子供

- 個々の障害の特性等に応じ、音声読み上げ・ルビ振り等の機能を持つデジタル教材を活用するなど、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく指導を充実

#### □ 不登校・病気療養中の子供

- ICT・遠隔技術の活用による自宅や病室等と繋いだ学習を充実



### 《協働的な学びの充実》

- 意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習、討論や発表等の学習活動・機会の増加等により、協働的な学びを充実



- ICT・遠隔技術を活用した地域社会学習や海外交流学習を充実

### 《緊急時の学びの保障》

- ICT・遠隔技術を活用した同時双方向型オンライン指導を実施

※画面を通して  
大人数の状況把握は困難



## 生徒指導の充実、保護者との連携強化

- 日常所見・健康観察情報・保健室利用情報等の学校生活上のデータ、健康診断情報等を多面的に把握し、丁寧に対応することで、個々の子供が抱える問題を早期発見・解決

※SC・SSW、学校医等と連携

- 教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携を図りつつ丁寧に対応

### 《取組例》 大阪市・児童生徒ボード

- 教員が児童生徒の状況を多面的に確認  
⇒ 状況を迅速に把握し、きめ細かく指導
- 学校全体で問題を早期発見、迅速に対応

The screenshot shows a dashboard for a student named 15番 高橋 太郎 (15-year-old male). It includes sections for '生活の様子' (Daily Life), '学習の様子' (Learning), '心/健康観察/心の天気' (Mental/Health/Mental Weather), '保健室利用' (Health Room Usage), and '成績' (Grades). Annotations point to specific data: '日常所見・要学校内共有情報 (家庭等)' points to the daily life section; '日常所見・教務必携・要学校内共有情報 (学習に関する)' points to the learning section; '学習データ (小学校)・章末問題 (中学校)' points to the learning data section; '成績処理の入力データ・観点標記・評定標記' points to the grades section.

# 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第14号)(令和3年3月31日公布、同年4月1日施行)(抜粋)

## 附則第三条

(検討)

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校（標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下この条において同じ。）における教育水準の維持向上のためには、**学級規模及び教職員の配置の適正化を図ること**に加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材（以下この条において「外部人材」という。）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、**学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行う**とともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

同法 附帯決議（令和3年3月17日 衆・文部科学委員会、3月30日 参・文教科学委員会）【抜粋】

三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める**教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。**

七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～（令和3年6月18日閣議決定）

## 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

### 5.4つの原動力を支える基盤づくり

#### (1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進

デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、デジタル教科書の普及促進、**小学校における35人学級**や高学年の教科担任制の推進、外部人材の活用を図るなど、GIGAスクール構想と連動した教育のハード・ソフト・人材の一体改革を推進する。

## 第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

### 4. デジタル化等に対応する文教・科学技術の改革

教育・研究環境のデジタル化の遅れや関連する社会課題への対応を加速するため、教育内容・制度の転換を迅速に図りつつ、科学技術・イノベーション政策を戦略的に推進する。

**GIGAスクール構想や小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する**とともに、感染症により対面教育が困難な地域を含め、災害等が生じた場合にいつでもオンライン教育に移行できる態勢を年内に全国で整える。以上の進捗状況と今後の工程管理を年内に示し、教育の質の向上と学習環境の格差防止に取り組む。

## 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

### 4. 「人」への投資の強化

#### (7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

##### i) 初等中等教育段階におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

**小学校35人学級の計画的な整備やその効果検証等を踏まえ、中学校を含め、学校の望ましい指導体制の在り方の検討を進める**とともに、小学校高学年における教科担任制の推進や教師の養成・採用・研修等の在り方の検討、ICTによる校務改善や多様な支援スタッフの充実等働き方改革の推進を図る。

# 少人数学級及び外部人材活用に関する効果検証のための実証研究

## 実証研究の背景

- ✓ 令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布。令和3年度から7年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。
- ✓ 同改正法の附則において、法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げや外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うこととされている。

令和4年度から7年度にかけて、**少人数学級及び外部人材活用が児童生徒の学力や社会情動的スキル等に与える効果や教員に与える影響等について実証的な調査研究**を行い、今後の学校における望ましい指導体制の在り方について検討する。

## 調査・分析の考え方

- ①少人数学級の効果、②外部人材活用の効果、それぞれについて、以下のポイントを重視しつつ、一体的に効果検証を実施。
- ✓学力に加え、社会情動的スキルや学校適応感などに係る**多角的な影響を検証**。その際、心理学に係る専門的な知見を用いた体系的な調査分析を実施。
  - ✓児童生徒への影響のみならず、**その過程にある教員への影響（働き方改革や精神的健康等）**などに係る分析も実施。
  - ✓**教員による指導方法の工夫の視点**を取り入れた分析。
  - ✓**有識者による研究チームの下**、分析を実施。

## 調査手法

- 【学力】  
地方自治体独自の学力調査結果を活用
- 【社会情動的スキルや教員関係】  
文部科学省で作成の質問紙を実施（児童生徒、教員、保護者、学校、教育委員会）

## 調査対象

政令市や中核市を含む一定数の地方自治体

## [実施スケジュール]

	R 3 ※小2が35人学級へ	R 4 ※小3が35人学級へ	R 5 ※小4が35人学級へ	R 6 ※小5が35人学級へ	R 7 ※小6が35人学級へ
少人数学級	調査設計・準備	実証研究	中間とりまとめ	実証研究	とりまとめ
外部人材活用	調査設計・準備	実証研究	とりまとめ	施策の具体化に向けた検討	※外部人材活用との相互効果の分析を含む。

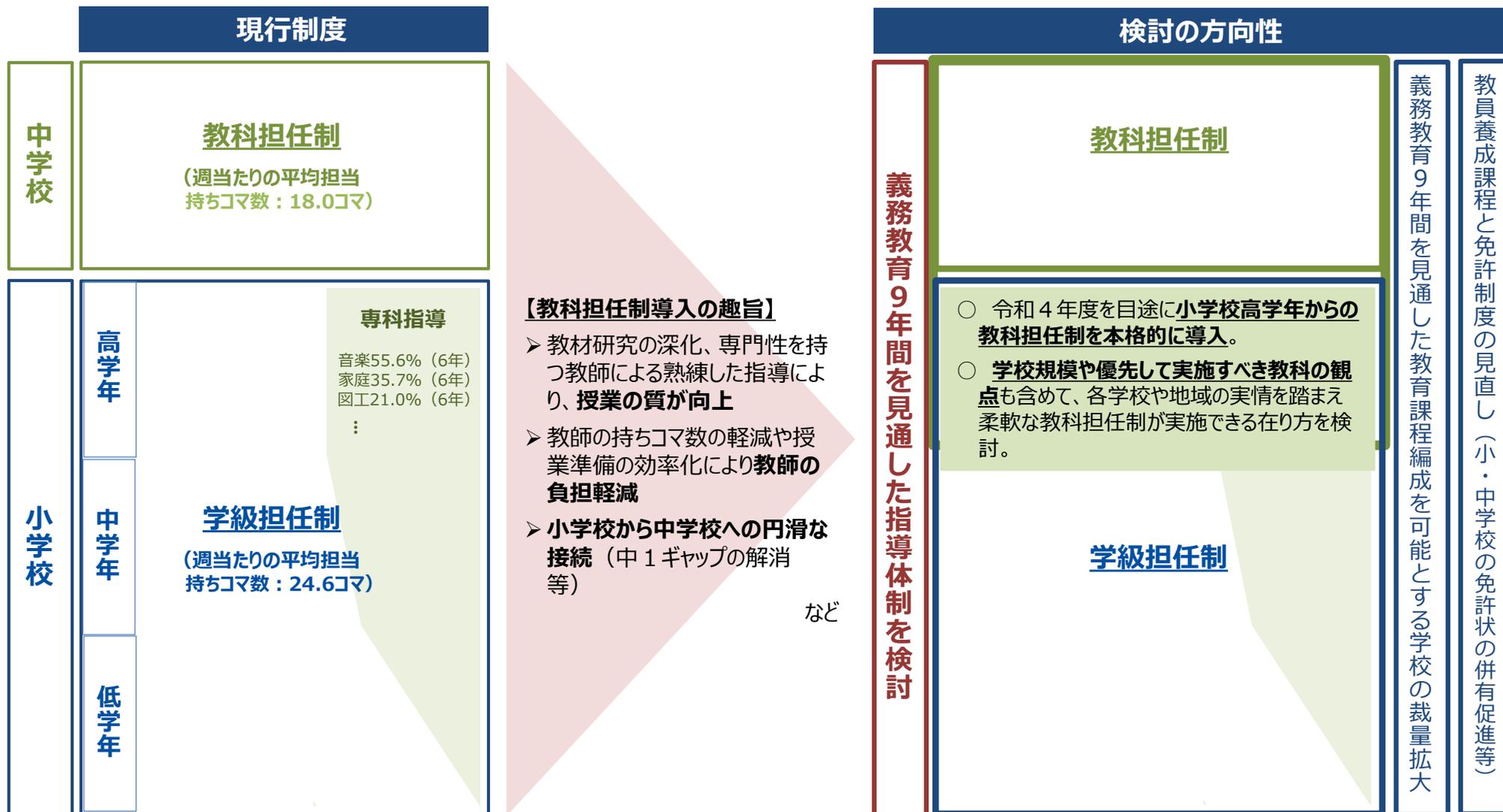
注) 外部人材については、学校教育法施行規則に位置づけがあるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、教員業務支援員、特別支援教育支援員、情報通信技術支援員のほか、学習指導員を想定。

## 2. 小学校高学年の教科担任制の推進について

# 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について

## 中教審における検討の背景

- 学校における働き方改革を実施する上で「特に小学校における効果的な指導と教師の一人当たりの指導時間の改善の両立の観点からの、小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方の見直し」も重要との指摘。
  - Society5.0時代の到来など新しい時代を見据えた初等中等教育改革の一環として、義務教育9年間を見通した教育課程、教員免許、教職員配置について一体的な検討が必要。
- ⇒ GIGAスクール構想の加速化と併せて、義務教育9年間を見通した、高い専門性ときめ細かな指導により、学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図るなど、**個別最適な学びを実現していくために必要な指導体制について検討。**



## 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

### (3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

#### ① 小学校高学年からの教科担任制の導入

- 義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえれば、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では、日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、多様な子供一人一人の資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点からは、GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境下でのICTの効果的な活用とあいまって、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要である。
- さらに、小学校における教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。
- これらのことを踏まえ、**小学校高学年からの教科担任制を(令和4(2022)年度を目途に)本格的に導入**する必要がある。
- 導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつつ、専科指導の対象とすべき教科や学校規模(学級数)・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要がある。また、義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要がある。
- 新たに専科指導の対象とすべき教科については、既存の教職員定数において、学校規模に応じて音楽、図画工作、家庭、体育を中心とした専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状を踏まえ、これらの点に引き続き配慮することに加えて、系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から検討する必要がある。その上で、グローバル化の進展やSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえれば、**例えば、外国語・理科・算数を対象とすることが考えられる。当該教科の専科指導の専門性の担保方策や専門性を有する人材確保方策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討を進める必要**がある。

# 「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」概要

（令和 3 年 7 月 義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議）

## 1. はじめに

- 中教審の審議状況を踏まえ、小学校高学年からの教科担任制の推進等に向けた教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的な検討を実施
- 中教審答申で令和 4 年度を目途に本格的導入が必要とされたことを踏まえ、論点毎の考え方について一定の整理

## 2. 取組の経緯等

- 既存の定数措置（基礎・加配）、中学校教員の乗り入れ授業、独自予算による教員配置等を組み合わせ、各地域・学校の実情に応じた多様な実践
- 調査研究の結果等により、授業の質の向上、小中の円滑な接続、多面的な児童理解、教師の負担軽減といった取組の効果が確認

## 3. 小学校高学年における教科担任制の推進方策について

### （1）小学校高学年における教科担任制推進の考え方

中央教育審議会での整理を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、**各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべき**である。

※指導形態による教科担任制の 4 分類

- ・ 中学校並みの完全教科担任制
- ・ 特定教科における教科担任制
- ・ 学級担任間の授業交換
- ・ 学級担任との Team Teaching

### （2）優先的に専科指導の対象とすべき教科（対象教科）について

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、**外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当**と考えられる。

※既存の教職員定数において一定の専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われていることに引き続き配慮

※対象教科の検討に当たっての観点

- ・ 系統的な学びの重要性、教科指導の専門性 [共通]
- ・ グローバル化の進展 [外国語]、STEAM教育の充実・強化 [理科・算数]
- ・ 子供の体力向上、教師の年齢構成、再任用を含む人材確保 [体育]

### （3）専科指導の専門性を担保する方策について

国として定数措置を講じ、対象教科について専科指導の充実を図る上で、当該教科の専科教員に対し、教科毎の実態・特性を考慮しつつ、例えば、**①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。**

※上記①は、小中免許の併有状況に係る都道府県間のばらつき、併有促進に向けた制度改正の予定等を踏まえて検討する必要

※既存の小学校英語専科加配の要件は、小学校教員が指導力を身に付けつつある状況等を踏まえ見直しも検討

※教科特性を踏まえつつ、専門性や多様な知識・経験を有する人材確保の観点から、特別免許状の更なる活用や小中連携等を進めることも有効

### （4）学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について

既存の定数措置も踏まえつつ、対象教科について専科指導の更なる充実を図るための措置を講ずる必要があるが、**学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、例えば、学年 1 学級程度の小規模校間における小小・小中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。**

## 4. おわりに

- 当面は、**以上の整理を踏まえ特定教科における教科担任制の推進を図ることを中心に定数措置を進めることが適当**。対象教科に係る専科指導の取組・定着状況やその効果検証、少人数学級や義務教育学校化、教員免許制度改革の進展状況等の関連動向を踏まえ、将来像を検討。
- これまで以上にブロック内の小・中が連携し、義務教育 9 年間を見通して児童生徒の資質・能力を育成。各教育委員会等による環境整備が重要。
- 教科担任制推進の趣旨・目的の実現に向け、多様な実践を参照するなど不断の取組改善と、校長のマネジメント力の発揮に期待。

# 小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書写を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

※母数は全小学校等の数

- \*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。
- \*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)。
  - ・教員の得意分野を生かして実施するもの。  
(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。
  - ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。  
(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。
  - ・非常勤講師が実施するもの。  
(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。
- \*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。
- \*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

# 新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

1兆5,015億円  
1兆5,164億円



文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,690人の改善。

- ・教職員定数の改善 +98億円 (+4,690人)
  - ・教職員定数の自然減等 ▲147億円 (▲6,912人)
  - ・教職員配置の見直し ▲6億円 (▲280人)
  - ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円
- ※このほか、人事院勧告や教職員の若返り等による給与減や積算見直しがある。

## 小学校高学年における教科担任制の推進等 +1,030人

### ○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)  
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点<sup>1</sup>を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和4年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

### ○学校における働き方改革や

#### 複雑化・困難化する教育課題への対応 +180人 (一部再掲)

- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +150人
- ✓学校運営体制、チーム学校の実現に向けた指導体制の整備等 +30人 (養護教諭・栄養教諭等)

## 小学校における35人学級の推進 +3,290人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級の効果検証に必要な実証研究 (別途計上)

少人数学級が学力に加え、いわゆる非認知能力や教師の勤務環境に与える影響等を実証的に検証する。

<経済財政運営と改革の基本方針2021 (抜粋)>

小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する… (略)。

## 教育課題への対応のための基礎定数化関連 +370人

H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 586人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 101人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲52人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲265人

# 新時代の学びへの変革のための小学校高学年の教科担任制導入

✓ デジタル社会やイノベーション時代において日本の国際競争力や産業競争力を維持するためには、インフラ整備や研究基盤の強化等を行うとともに、これらを実現するための、**STEAM\*の素養やたくましく生き抜く力などを身につけた高度な人材輩出が必要**。

✓ 一方で、教師の業務が多忙を極める中（※）、これまで教員業務支援員や部活動指導員の配置、小学校35人学級等の教職員定数の改善、事例集の展開等の働き方改革の推進により、着実に勤務時間の減少に繋がっており、**更にこれを加速する必要があるが、この延長線上の取組のみでは、新たな学びへの転換のための抜本的取組は困難**。

（※）勤務時間が週あたり57.5時間（平成28年度教員勤務実態調査、法定勤務時間38.75時間）

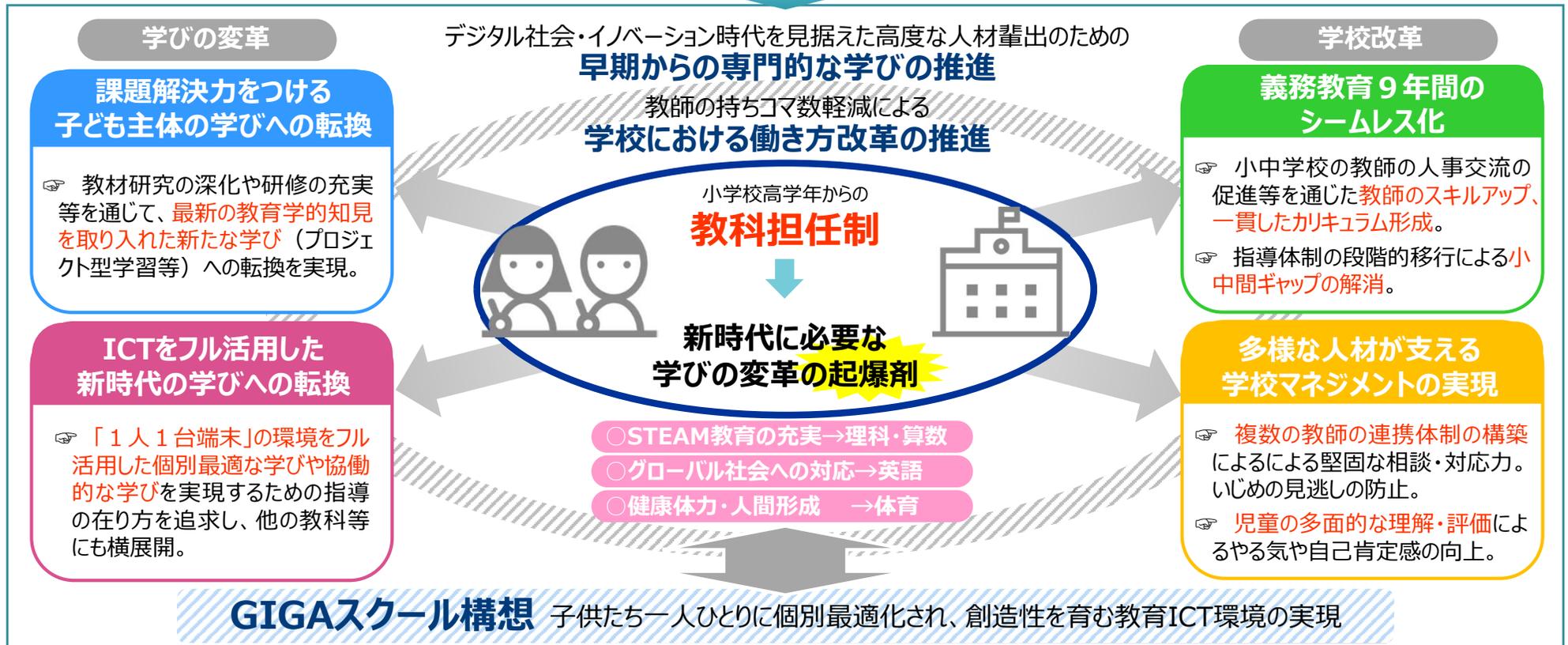
✓ このため、STEAM教育やグローバル教育等の観点からの、**義務教育9年間を見通した早期からの専門的な学びのための定数改善が必要**。

\*科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術 (Art)、数学 (Mathematics)



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策による臨時一斉休業の影響を踏まえ、比較対象外。

※文部科学省調べ



### 3. 学校の働き方改革について

# 教員の勤務実態の現状

## ○教員の1週間当たりの学内勤務時間(※持ち帰り時間は含まない)



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、勤務時間が増加している

## 平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ▶ 若手教師の増加
- ▶ 総授業時数の増加  
(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ▶ 中学校における部活動時間の増加  
(平日:7分、土日:1時間3分)

## ○業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)

平日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04			0:06		
事務(調査回答)	0:01			0:01		
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07			0:03		
授業(補助)	0:01	0:00	+0:08	0:00	0:00	+0:03
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00			0:00		
事務(調査回答)	0:00			0:00		
事務(学納金)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

# 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月中教審答申)

- これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施**。(下表の通り)
- 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、**学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するか**の決断。
- 答申において、文部科学省が取り組むべき方策として示された、メッセージの発出や市区町村別の業務改善状況の公表、事例の収集・横展開、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備(様々な支援スタッフの配置等)等に積極的に取り組むとともに、通知や説明会等の機会を通じて、教育委員会等に対して取組を促している。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等(事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)</p>

## ※関連通知

- 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日 文部科学事務次官通知)
- 「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)
- 「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画長・財務課長通知)

# 令和3年度 教育委員会における学校の働き方改革のための 取組状況調査について（概要）

## 調査 目的・趣旨

平成28年度から調査を開始し、平成31年度に全面的にリニューアル。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促すことが目的

### 教職員の勤務実態の把握

#### 【時間外勤務の具体的な状況】

主に4月～8月の在校等時間等の分布状況を調査



平成30年度以降、概ね改善傾向にある一方、依然として長時間勤務の教職員も多い状況

※「時間外勤務月45時間以下」の割合（令和元年度との比較）  
小学校：約2～16%程度増加 中学校：約4～14%程度増加

#### 【勤務実態の把握の具体的な方法】

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握しているかを調査



都道府県100%、政令市100%、市区町村約86%に至るも、実施していない市区町村約14%（325市区町村）のうち、約半分（165市区町村）は「開始予定なし」となっている状況

### 改正給特法の施行を踏まえた対応状況

- 上限指針に係る条例・規則等の整備状況
- 1年単位の変形労働時間制導入に係る条例等の整備状況



・ 上限指針にかかる条例・規則等の整備は多くの自治体で整備済  
・ 選択的に活用できる1年単位の変形労働時間制導入に関する条例等の整備は都道府県の1/4で整備見込み

### 具体の取組の実施状況

○ 中央教育審議会答申で示した学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」等の26の取組について実施状況を調査

（学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応	⑤ 調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨ 給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥ 児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③ 学校徴収金の徴収・管理	⑦ 校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑧ 部活動（部活動指導員等）	⑫ 学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬ 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）



・ 部活動指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの活用等、進んでいる項目も多い  
・ 放課後から夜間等における見回り等の基本的には学校以外が担う業務等について、一層実施を促進することが必要

○ ICTを活用した校務効率化や教員業務支援員等の活用状況について詳細や事例を掲載

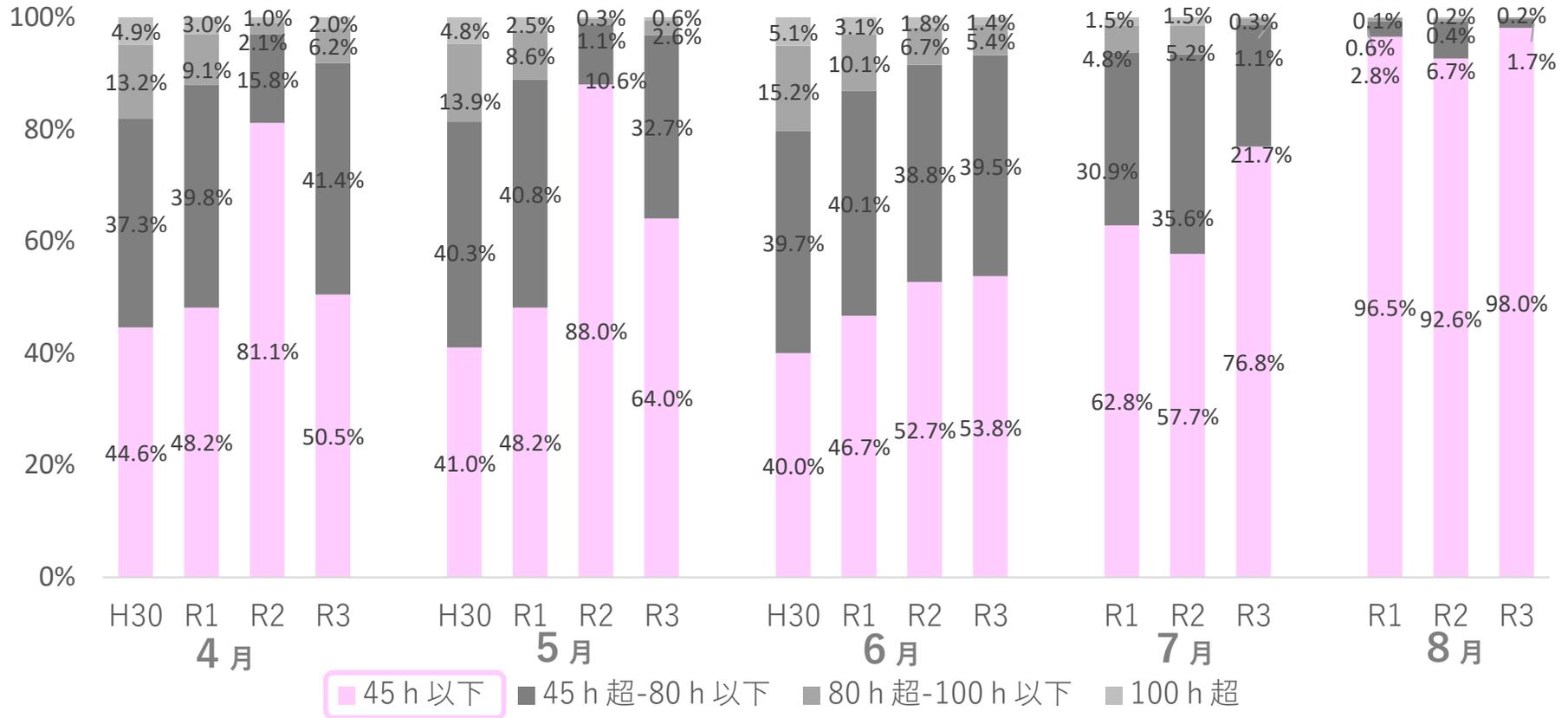
## 調査 内容・結果

**小学校**  
(義務教育学校前期課程を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、**約2～16%程度増加** (4月:**2.3%増**、5月:**15.8%増**、6月:**7.1%増**、7月:**14.0%増**、8月:**1.5%増**)。

※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

【問】 域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの  
 ※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみデータであるため、あくまでも参考値として整理  
 ※ H30.4はn=621、R1.4はn=915、R2.4はn=1262、R3.4はn=1441、H30.5はn=646、R1.5はn=937、R2.5はn=1264、R3.5はn=1444、H30.6はn=716、R1.6はn=1006、R2.6はn=1314、R3.6はn=1463、R1.7はn=1018、R2.7はn=1301、R3.7はn=1428、R1.8はn=963、R2.8はn=1236、R3.8はn=1345  
 ※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施。

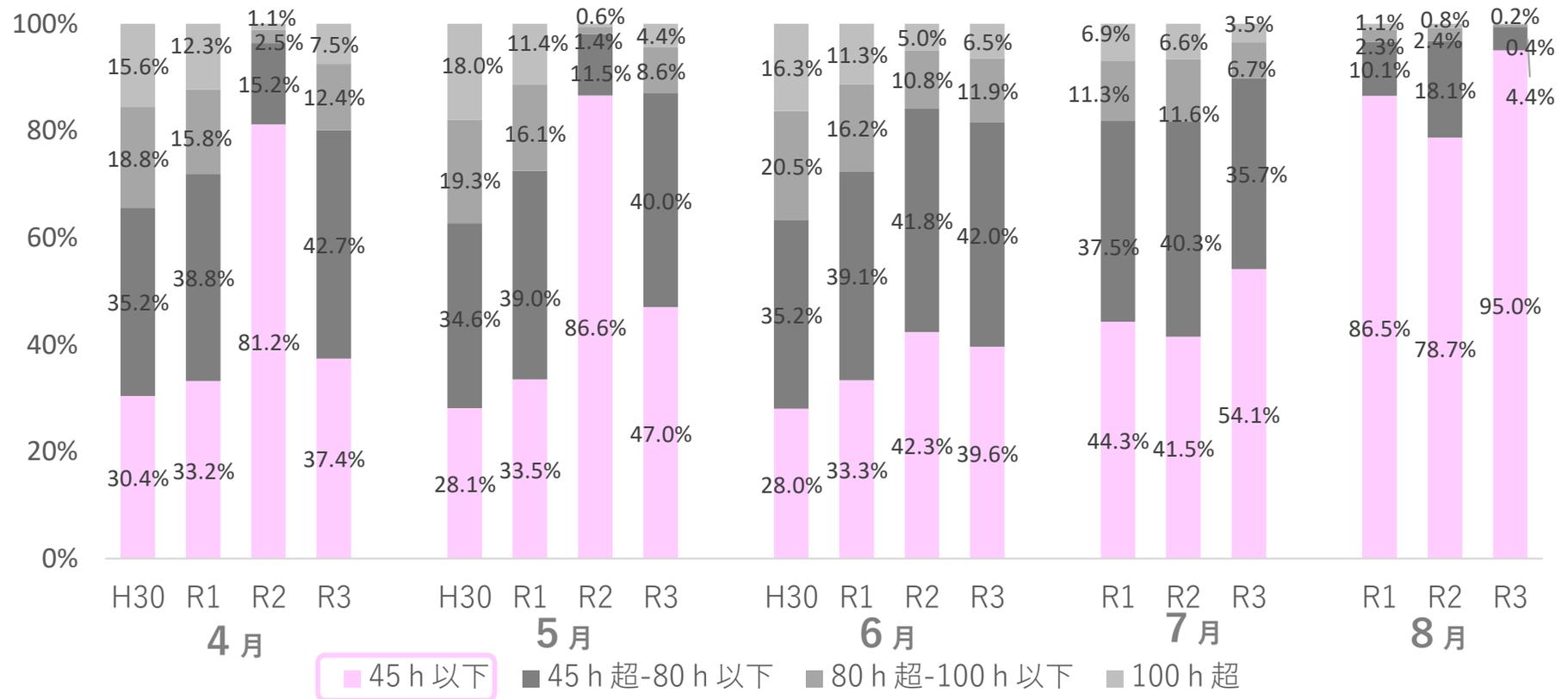
## 中学校

(義務教育学校後期課程  
中等教育学校前期課程を含む)

「時間外勤務月45時間以下」の割合は、令和元年度と比較し、約4～14%程度増加(4月:4.2%増、5月:13.5%増、6月:6.3%増、7月:9.8%増、8月:8.5%増)。

※令和2年4月～5月については、全国的に多くの学校が臨時休業を実施

【問】 域内の学校における教職員のうち、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間



※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの  
 ※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみデータであるため、あくまでも参考値として整理  
 ※ H30.4はn=621、R1.4はn=927、R2.4はn=1267、R3.4はn=1456、H30.5はn=639、R1.5はn=945、R2.5はn=1274、R3.5はn=1460、H30.6はn=714、R1.6はn=1017、R2.6はn=1327、R3.6はn=1478、R1.7はn=1032、R2.7はn=1314、R3.7はn=1444、R1.8はn=996、R2.8はn=1259、R3.8はn=1363  
 ※H30については、4月～6月の数値のみ調査を実施。

# 令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について (令和4年1月28日付 各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛 文部科学省初等中等教育局長通知)【概要】

学校における働き方改革が引き続き急務であることから、令和3年12月24日に公表した「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、**学校の働き方改革に関して都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会として取り組むべき事項等について通知**するもの。

※本調査に関連した通知の発出は初めての対応

各自治体別に公表されている調査結果や他の自治体の取組状況の分析等により、各教育委員会において、**十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、調査結果を十分に活用**

## ①勤務時間管理の徹底等について

- 指針<sup>(※)</sup>を踏まえた**在校等時間の適切な管理の徹底**
- 地方公共団体の**条例や規則への上限方針の可及的速やかな反映**
- 未対応の一部市区町村におけるICTの活用やタイムカード等による**客観的な在校等時間の把握の徹底**

※上限時間の原則について1箇月時間外在校等時間を45時間以内、1年間時間外在校等時間を360時間以内とする等の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

等

## ②働き方改革に係る取組状況の公表等について

- **働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表の促進**
- **定量的な独自の目標等の設定、働き方改革に係る取組の検証・改善・公表の促進**
- **働き方改革又は業務改善に関する業務改善方針や計画等の策定の促進**

等

## ③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

- 「**3分類**」<sup>(※)</sup>に係る**取組の積極的な実施の促進**
- **業務の「3分類」への仕分けと学校・教師以外の者への積極的な移行の促進**
- 「全国の学校における働き方改革事例集」の活用
- 支援スタッフの活用にあたっての**学校管理職のマネジメント等の促進**

等

※学校・教師が担う業務に係る「3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整  ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等)  ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポースタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専任スタッフとの連携・協力等)

## ④学校行事の精選や見直し等について

- 教育活動としての意義を踏まえつつ、
  - ・ 学校行事の種類<sup>(※)</sup>ごとに、**行事及びその内容を重点化**
  - ・ 各行事の趣旨を生かした上で行事間の関連や統合を図るなど**精選し、効果的・効率的に学校行事の目標を達成するよう実施**
- 新型コロナウイルス感染症対策下における行事の実施方法の適切な変更・工夫等の取組も一つの契機として、教育的な観点も十分に踏まえつつ、**学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を促進**
- 地域行事と学校行事の合同開催、地域の記念行事としての要素が大きい行事の地域行事への移行等を検討

等

※儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足(旅行)・集団宿泊的行事及び勤労生産・奉仕的行事

## ⑤ICTを活用した校務効率化について

- **教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化**
- 取組事例に関する動画等の積極的な活用

等

## ⑥教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)について

- 教員業務支援員の一層の**配置促進**
- 消毒作業等に止まらない**多様な業務への従事による効果的・効率的な活用の促進**
- **調査結果を勘案した教員業務支援員に係る補助金の配分**
- 取組事例に関する動画等の積極的な活用

等

## ⑦部活動について

- 部活動指導員の一層の**配置促進**
- 部活動指導員による**単独指導、単独引率、顧問発令の促進**
- **調査結果を勘案した部活動指導員に係る補助金の配分**
- **地域部活動に係る兼職・兼業への対応**

# 公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければならないことに全力投球できる環境整備が必要

## ● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

## ● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- <上限時間> ① **1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**  
 ② **1年間の時間外在校等時間について、360時間以内** 等

平成28年度の時間外在校等時間の状況（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）

- 小学校：月約59時間、年約700時間  
 中学校：月約81時間、年約1,000時間

### 少人数学級の推進

- 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備

### 小学校高学年における教科担任制の推進

- 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進

### 支援スタッフの配置支援

- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援
- 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

### 部活動の見直し

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開
- 運動部活動の地域移行に関する検討会議において、地域における受け皿の整備方策等について検討

### 教員免許更新制の発展的解消等

- 現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた法案の提出
- 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

### ICT環境の整備支援

- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備
- ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開
- ICTを活用した校務効率化を推進するため、専門家会議を設置（R3.12）して検討
- 統合型校務支援システムの導入促進（地方財政措置）

### 学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。  
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R3：26件）
- 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

### 全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

## ● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化、市町村別結果公表**
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3、R4.2）、事例集作成・改訂（R2.3、R3.3、R4.2）等）

## ● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R3.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	85.9%

## ● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

## ● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

## ● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

## ● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

## ● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年度に教員勤務実態調査を実施

中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め検討を実施



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

## 教員業務支援員の配置

### 事業内容

教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるように、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応、消毒作業等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

### 想定人材



地域の人材  
(卒業生の保護者など)

予算額  
人数

: 45億円 (39億円)  
: 10,650人 (9,600人)

### 実施主体



都道府県・指定都市

### 負担割合



国1/3  
都道府県・指定都市2/3

## 学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）

### 事業内容

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師や学校教育活動を支援する人材の配置を支援

### 児童生徒の学習サポート

- TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組

### 進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- 専門家による出前授業の実施

### 学校生活適応への支援

- 不登校児童生徒への支援
- いじめへの対応

### 教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

予算額  
人数

: 39億円 (39億円)  
: 11,000人 (11,000人)

### 想定人材



退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者、地域の方々など幅広い人材

### 実施主体



都道府県・指定都市

### 負担割合



国1/3  
都道府県・指定都市2/3

## （関連施策）中学校における部活動指導員の配置支援事業

※令和4年度からスポーツ庁及び文化庁の事業で支援

### 事業内容

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への教師に代わって顧問を担う部活動指導員の配置を支援

### 想定人材



指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材

### 実施主体



学校設置者  
(主に市町村)

### 負担割合



国1/3 都道府県1/3 市町村1/3  
(指定都市：国1/3、指定都市2/3)

# 教員業務支援員について

「教員業務支援員」は、教師が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教師の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフであり、平成30年度から文部科学省において配置支援を実施。

学校や教師が直面する課題が多様化・複雑化する中で、「学校における働き方改革」を推進し、教師が担う業務の役割分担・適正化を図るために不可欠な支援スタッフとして配置を促進。

## 教員業務支援員の制度化 (R3.8.23公布・施行)

○学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号)  
**第65条の7 教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。**

### 【主な職務内容】

- ・学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
- ・採点業務の補助
- ・来客対応や電話対応
- ・学校行事や式典等の準備補助
- ・各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業

※上記のほか、新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動(消毒作業を含む)等、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に該当するものであれば、従事することが可能。

## 教員業務支援員の配置効果

○教員業務支援員を配置している学校では、平成30年度から令和3年度にかけて、小中学校の教員1人当たり週2.45時間もの勤務時間が減少している。



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策による臨時一斉休業の影響を踏まえ、比較対象外とする。※文部科学省調べ

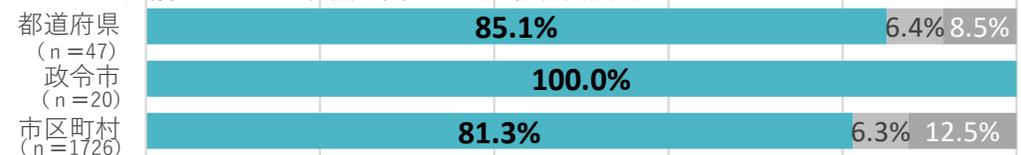
## 文部科学省による配置支援

- 平成30年度から「補習等のための指導員等派遣事業」により配置支援を実施。
- 新型コロナウイルス感染症対応のための令和2年度補正予算により、大規模追加配置が実施されたこともあり、配置効果や必要性に対する認識が拡大。
- 令和3年度は前年度当初予算比で倍増、令和4年度は更に拡充し、1万人を超える配置が可能に。



## 教員業務支援員の配置状況

教師の業務負担を軽減するために、**教員業務支援員** (スクール・サポート・スタッフ) をはじめとした支援スタッフの参画を図っている教育委員会



- ①既の実施した又は実施中
- ②実施に向けて検討中
- ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない等

※令和3年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」より

# 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）について



スポーツ庁

※ 5月下旬目途とりまとめ予定（公立中学校等における運動部活動を対象）

## 1. 運動部活動の意義と課題

**意義**

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 参加生徒の状況把握や問題行動の抑制。学校への信頼感、一体感や愛校心の醸成。

**課題**

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかつたり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたり**するなど、**教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

**これまでの対応**

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

## 2. 改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**。  
（地域移行の**目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**。
- 受け皿となる、**地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツの振興**についても、着実に取り組む。
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**。

※様々な事情を抱える学校現場や地域において**運動部活動改革を推進するための「選択肢」**を示し、諸課題を解決していくために**「複数の道筋」**があることや、**「多様な方法」**があることを強く意識



## 3. 運動部活動の地域移行に関する課題への対応

<b>新たなスポーツ環境</b>	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	<b>大会</b>	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
<b>スポーツ団体等</b>	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・スポーツ振興くじ（toto）助成を含む多様な財源確保の検討	<b>会費や保険</b>	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の保障となるよう要請
<b>スポーツ指導者</b>	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク	<b>学習指導要領等</b>	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じて多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す
<b>スポーツ施設</b>	・施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策・調整 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※本提言は公立中学校等における運動部活動を対象とするが、国立及び私立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。  
※高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等を踏まえ、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

# 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

① **任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。

<記録の範囲>

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

② **指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行う**ものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

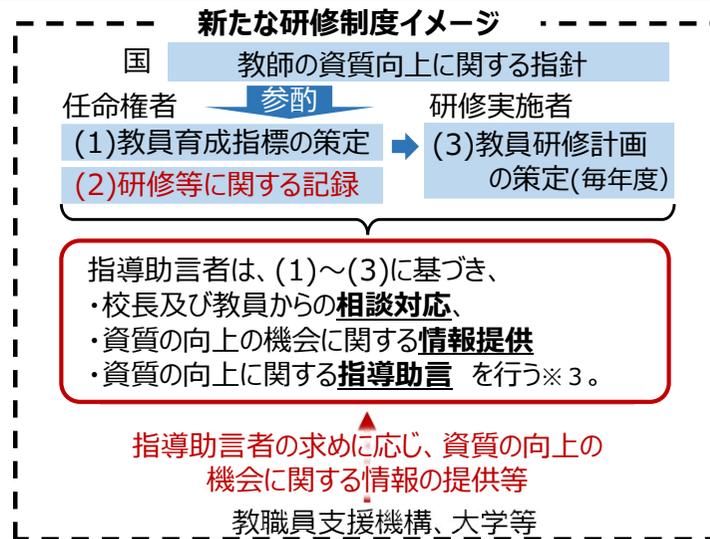
③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITSS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。



### 2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除**する。

②施行の際現に効力を有し、**改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

### 3. その他(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、修業年限を1年以上に弾力化する。

## 施行期日

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日)

# 「改訂版 全国の学校における働き方改革事例集」について

「全国の学校における働き方改革事例集」を全体的に改訂し、令和4年2月に公開。

- Part1では、「ICTを活用した校務効率化」と「教員業務支援員の有効活用」に焦点を当てた特集を組み、実際に働き方改革に取り組む学校のドキュメンタリー映像も併せて公開。
- Part2では、どの学校でも実現できそうな取組を含む約150の事例を削減時間目安とともに紹介。トピック的に重要性が増している事例の追加や全体的なデザイン・レイアウト変更も実施。
- Part3では、ICT環境を活用した校務効率化の方法をレベル別に詳細に紹介。

## ■ Part1



■ ドキュメンタリー映像は以下のQRコードから



ゼロから始める！ICTを活用した校務効率化

【小学校編】



教員業務支援員が活躍している学校のヒミツ

【中学校編】



## ■ Part2



## ■ Part3



※目次の取組内容をクリックすることで、目的のページに移動することが可能であり、関心の高い部分から読みやすい構成。

Part2では、分野別の取組事例とともに、約60の好事例提供校にインタビューを実施して聞き取った取組の効果や課題・対応策についても紹介。教員業務支援員の有効活用のためのコラムなどもイラストで紹介。

Part3では、グループウェアを活用した業務改善ノウハウをまとめ、学校現場においてすぐに活用可能な小テストや欠席・遅刻連絡フォームなどの雛形をクラウド上で提供。グループウェア活用についてよくある疑問への回答をコラムとして掲載。



# 令和4年度 公立小学校・中学校等教員勤務実態調査【概要】

## 1. 調査の背景

平成31年1月の中央教育審議会答申※1において、働き方改革の取組の進展を把握すべく、平成28年度教員勤務実態調査と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべきとされていることや、令和元年給特法案に対する附帯決議※2においても、3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、給特法の抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることが求められている。

## 令和4年度に公立小学校・中学校等教員勤務実態調査を実施

※1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

※2 附帯決議 抜粋 令和元年12月3日参議院文教科学委員会

十二、 三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること

## 2. 調査概要

対象：小学校、中学校、高等学校

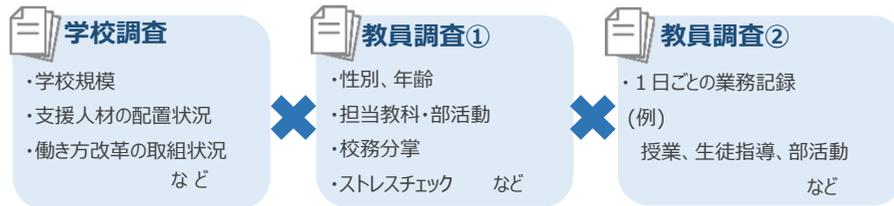
期間：8月・10月・11月のうちの連続する7日間

規模：小中計 2,400校程度 とする方向で検討中

小学校 1,200校程度（400校×3月）、教員30,000人程度  
中学校 1,200校程度（400校×3月）、教員30,000人程度

※ 高等学校は、各月100校程度、教員 約15,000人程度とする方向で検討中。

方法：各学校の取組等と教員の勤務実態とを一体的に把握



## 4. 実施スケジュール

